うるほひを含む大空の明るさがもう移ろひの季節と告げる

また俺を置いていくのか明晰夢と知りつつ言へばふつと笑ひぬ

東京に日出国新聞とふありて号外も出す明治なりける

明け方のすべての音を引き連れて今し列車は鉄橋わたる

さざんくわの幹しらじらと立ちてをりきぞの夜ありし月の明かりに

選　歌（詠進者生年月日順）

大地震にたふれし明日檜の年輪を百までかぞふ製材前に

訪ふたびに明日は行くと言ひし子の席空きしまま授業終へたり

夜明け前この世の息を吸ひ初めしみどり児腕に子は父となる

スクリーンに明朝体の文字並びチョークの音のしない教室

停電の長びく夜に寡黙なる父が星座に明るきを知る

演劇部照明係の娘が照らす舞台のベンチをカメラに収む

静かなり一夜で変はる北の町障子戸越しの雪明りかな

せがまれし地雷処理車の説明にながくなるよと前置きをせり

真つ青な菜紺あり文明は川より生まれ出づるをおもふ

明礬の再結晶の実験は君への恋を形にしてる

御答信

天皇陛下から令和七年十一月二十七日フィリピン大統領閣下へ発せられた御見舞電報に対し、一月五日御答信があった。

選　者　三枝昴之

選　者　永田和宏

選　者　今野寿美

選　者　栗木京子

選　者　大辻隆弘

石川県　室木正武

京都府　中川文和

東京都　八木訓子

茨城県　菅野公子

青森県　坂本美弦

埼玉県　穐山順子

新潟県　鈴木好行

石川県　和田実希

神奈川県　新堀笙子

新潟県　本間優大

御答電

天皇陛下から令和七年十一月四日タイ国王陛下へ発せられた御弔電に対し、一月五日御答電があった。

天皇陛下から令和七年十二月十六日コートジボワール大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月五日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号及び百四号

(三) 占用を制限する区域　青森県三戸郡南部町大字剣吉字上平五番一二から同町大字剣吉字堤ノ上一六番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年一月二十日

(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十日　九州地方整備局長　垣下　禎裕